

第82回 リテールマーケティング（販売士）検定試験

実施要綱

[主催] 日本商工会議所、全国商工会連合会、各地商工会議所、都道府県商工会連合会

[試験日] 平成30年7月14日（土）

[説明開始時間]

2級 13:00 / 3級 9:30

[試験会場] 三原商工会議所

[試験程度]

- 2級：小売店舗経営の仕組みを理解し、主として小売業の販売技術に関する専門的な知識を身に付け、販売促進の企画ができるとともに、部下の指導・育成ができる。
- 3級：小売店舗の基本的な仕組みを理解し、販売員としての基礎的な知識と技術を身に付け、販売業務を行うことができる。

[受験料] 2級 5,660円 / 3級 4,120円

※受理した受験申込書及び受験料は、試験施行中止などの事情のある場合のほか返還いたしません。

[受験資格] 学歴、年齢、性別、国籍等に制限なし

[申込先] 三原商工会議所(三原市皆実4-8-1 62-6155)

[申込期間] 平成30年5月14日（月）～平成30年6月22日（金）

※窓口申込みは6月8日（金）～

[申込手続] 三原商工会議所HPよりネット申込みまたは、窓口にて受験申込書に必要事項を記入（本人自筆）し、受験料を添えて申し込み。

なお、電話による申込みは、受け付けません。

受験票の発送は、試験施行日の1週間から2週間前を予定しています。

[その他] 要綱について不明な点及び詳細については、三原商工会議所へお問い合わせください。

☆合格証書は基本窓口にて交付をさせていただいております。

各階級、成績表及び合格証書を送付希望の方は、切手（成績表：82円、合格証書：140円）をご持参の上、申込み時にお知らせください。

インターネットからお申込みの方は、「三原商工会議所検定担当者宛」にご希望の送付物を記入の上、切手をお送りください。

[試験の一部免除]

【2級】

- ア. 筆記試験について、次により科目免除を行う。ただし、受験を希望する者は当該科目を受験してもさしつかえないが、この場合は、当該科目に対する当免除規定は適用しない。
- (ア) 販売・経営管理科目について、次のいずれかに該当する者はこれを免除する。
- ・ 所定の2級販売士養成講習会を修了した者のうち、販売・経営管理科目の予備試験に合格した者
 - ・ 中央機関の指定した2級販売士養成通信教育講座（スクーリングを含む）を修了した者
- イ. 免除期間は、科目免除資格取得直後から行われる2回の販売士検定試験までとする。

【3級】

- ア. 筆記試験については、次により科目免除を行う。ただし、受験を希望する者は当該科目を受験してもさしつかえないが、この場合は、当該科目に対する当免除規定は適用しない。
- (ア) 販売・経営管理科目については、次に該当する者はこれを免除する。
- ・ 所定の3級販売士養成講習会を修了し、販売・経営管理科目の予備試験に合格した者
 - ・ 中央機関の指定した3級販売士養成通信教育講座（スクーリングを含む）を修了した者
 - ・ 公益財団法人全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の「ビジネス基礎」及び「マーケティング」の2科目のほか、「経済活動と法」「ビジネス経済A」「ビジネス経済B」のうち1科目（合計3科目）に合格した者
- (イ) マーケティング科目については、次に該当する者はこれを免除する。
- ・ 公益財団法人全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の「ビジネス基礎」及び「マーケティング」の2科目に合格した者
- イ. 免除期間は、科目免除資格取得直後（商業経済検定試験の合格者に対しては、同一年度に施行する2月の3級試験は除く）から行われる2回の販売士検定試験までとする。

[試験の一部免除該当者が提出する書類]

・試験の一部免除該当者は、次の書類を受験申込時に提出する。

【2級】 販売・経営管理科目免除者

- ・ 2級販売士養成講習会修了証明書（免除科目名が記載されているもの）
- ・ 指定2級販売士養成通信教育講座修了証明書（科目免除証明のあるもの）

【3級】

(1) 販売・経営管理科目免除者

- ・ 3級販売士養成講習会修了証明書（免除科目名が記載されているもの）
- ・ 指定3級販売士養成通信教育講座修了証明書（科目免除証明のあるもの）
- ・ 公益財団法人全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の「ビジネス基礎」及び「マーケティング」の2科目のほか、「経済活動と法」「ビジネス経済A」「ビジネス経済B」のうち1科目（合計3科目）の合格証書又は合格証明書（原本又は写し）

(2) マーケティング科目免除者

- ・ 公益財団法人全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の「ビジネス基礎」及び「マーケティング」の2科目の合格証書又は合格証明書（原本又は写し）

[合否の判定及び有効期間]

筆記試験の得点が平均して70点以上であるものを合格者とする。ただし、50点に満たない科目がある場合は、不合格とする。資格の有効期間は、5年とする。

[不正行為等の取り扱い]

正当な理由なしに、試験場において試験委員の指示に従わない者又は試験に関して不正行為を行った者は、試験場から退場させることがある。なお、合格判定後、試験に関する不正行為等が発覚したときは、その合格を取り消す。

[合格発表] 三原商工会議所にて、合格者番号を掲示する。
第82回 2018年(平成30年) 8月 1日(水)
※電話によるお問い合わせには、応じられません。

[合格証書の交付]
受験票と引き換えに、合格証書・販売士認定証を交付する。
第81回 2018年(平成30年) 9月 10日(月)
※尚、認定書は5年を経て資格更新をする際に必要です。

[合格章(バッジ)の交付]
合格者として認定を受けた者(以下「販売士」という。)には、認定証(カード型)及び合格証書を交付する。なお、希望者には、有料(360円)で合格章(バッジ)を交付する。

[有効期間更新の申請]

(1)更新の申請者

販売士の資格の有効期間の更新を申請することのできる者は、当該申請に係る販売士の資格の有効期間について、当該有効期間が満了する日の1年前から当該有効期間が満了するまでに該当する者とする。

(2)更新の申請の手続

更新の申請をしようとする者は、中央機関が別に定める書類に手数料を添え、所定の期日までに申し込みをしなければならない。

[有効期間の更新]

(1)更新を受けることができる者

更新を受けることができる者は、次に該当する者とする。

1. 中央機関が共同して指定した更新のための講習会を履修した者
2. 中央機関が共同して指定した更新のための通信教育講座を履修した者
3. 更新しようとする当該販売士の資格より上級の販売士の資格を取得している者

(2)更新の認定

中央機関は、(1)1から3までに該当する販売士について、申請後速やかに資格の有効期間の更新をしなければならない。

(3)更新の認定証の交付

中央機関は、更新を認定した販売士に対し、所定の認定証を交付する。

[参考書]

「販売士検定試験ハンドブック」をご希望者の方は、
「<http://www.curreac.co.jp/>」をご覧ください。